

大島町公共浄化槽等整備推進事業における優先交渉権者の選定結果について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。) 第 8 条第 1 項の規定により、大島町公共浄化槽等整備推進事業を実施する民間事業者を、令和 2 年 9 月 8 日公表の「優先交渉権者選定基準」に基づき「大島町公共浄化槽等整備推進事業民間事業者活用審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において提案内容の審査を行った。

これにより、同法第 11 条の規定に基づき、次のとおり客観的な評価による選定結果を公表する。

令和 2 年 12 月 10 日

大島町長 三辻 利弘

1 応募の状況

令和2年9月8日付けで募集要項等を公表し、同9月23日から募集を実施したところ、次のとおり参加申込がなされた。

(1) 応募者

大島町浄化槽 PFI 事業株式会社（代表企業：株式会社大島環境管理）

(2) 参加資格審査

応募者から提出された参加申込書を審査した結果、募集要項に定める参加資格要件を満たすことを確認した。

(3) 提案書の提出

令和2年10月23日に応募者から提案書が提出された。

2 審査委員会による審査

(1) 審査方法

提案内容の審査にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、定性的評価（技術提案の審査）及び定量的評価（価格提案の審査）による総合評価を行った。

総合評価にあたっては、各委員の評価結果の平均値により算出した。なお、総合評価で60点以上の点数を合格とした。

(2) 審査結果

総合評価点は90.31点となり、総合評価の基準である60点以上となったため、審査委員会において優先交渉権者とすることは妥当であるとの結果となった。

3 優先交渉権者の選定

審査委員会の結果を踏まえ、大島町浄化槽 PFI 事業株式会社を優先交渉権者として選定した。

4 今後の予定

町は、優先交渉権者と PFI 事業の実施に係る契約の内容に関する協議を行い、協議が整った場合においては、優先交渉権者を本事業における PFI 事業者として選定する。町は、速やかに優先交渉権者と PFI 事業契約締結に向けて双方が今後協力していくことを確認する旨の協定を締結する。

町は、協定締結後、優先交渉権者と事業期間中の双方の役割、責任分担について明確化した仮契約を締結し、町議会の議決に付されることとなる。

最終的には、仮契約議案の議決をもって、事業契約の締結（本契約）となる。